

事務所通信

逆に、この会社の一番難しい所は、定款の作成です。自由度が大きい分定款が重要な力を持つので、“司法書士の力量がためされる”会社組織です。興味のある方は、御一報下さい。

身近な所で、みなさんの知っている会社では、アップル・マックスファクター・西友・日本ケロッグ・ユニバーサルミュージックなどの会社があります。



終わりに

今年10月上旬、長野県木曾駒ヶ岳に社員と一緒に旅行をしてきました。お天気にも恵まれ、千畳敷カールの紅葉や、遠く富士山も見え、楽しい一日を過ごしてきました。

また帰りには、「かんでんパパ」で有名な伊那食品工業にも寄ってきました。『企業の目的は、社員の幸福を通じて社会に貢献する』この理念のヒントをちょっとつかんできた一日でした。

寒さはこれからが本番です。風邪などひかないよう元気にお過ごしください。

事務所からのお知らせ

年未年始は、12月28日～1月4日まで事務所をお休みとさせていただきます。なお、法務局は、26日までとなります。

平成26年12月吉日



<事務所案内図>



〒421-0421

牧之原市細江3203番地2

司法書士・土地家屋調査士・行政書士

佐藤寛事務所

TEL 0548-22-0063

FAX 0548-22-1409

事務所通信は、80号を迎えました。

年に4回出したとしても、すでに20年にはなりません。今まで続けてこられたのも、読んでいただける方がいればこそその話で、少なくとも100号位までは、続けてみようと思っています。

さて、最近一番気になっていた消費税の改正が延期されることになりました。上場企業では、最高益を出す会社も出てきているとはいうものの、私の住む牧之原市では、実感がなく、ちょっと一安心といった所です。

延期になって、社会保障制度に影響が出て来るのでは、という心配もありますが、中小企業にとっては、朗報なのかもしれません。

今回の事務所通信は、相続を中心として、会社関係のいくつか新しい情報も入れて作りました。ぜひ一読下さい。



1. 最近の相続事情

最近の相続をめぐる争いは、財産額 5000 万円以下の争いが 75% となり、財産が少ないほど、相続争いが増えています。

少ない財産なら争いは少ないかと思うと、相続人の権利意識の高まりや、少ない財産だからと言って何の相続対策（例えば遺言など）をとっていない所に理由があるようです。

2. 相続税の改正（平成 27 年 1 月 1 日～）

相続税が改正されると、基礎控除が 40% 減少になると言われています。

	現在 H26 年 12 月 31 日まで	改正後 H27 年 1 月 1 日から
基礎控除	5 0 0 0 万円	3 0 0 0 万円
相続人控除	1000 万円 × 相続人数 (3 人とすると)	600 万 × 相続人数 (3 人とすると)
合計	8 0 0 0 万円	4 8 0 0 万円

上記相続税の改正で、4 0 0 0 ~ 5 0 0 0 万円位の財産を所有されている場合は、相続税対策を考えないと、相続税の支払いや税理士さんをお願いして相続税申告をしなければならないことが起こってきます。

3. 個人としての相続税対策（長くなるので、簡略にします）

争いは増加し、場合によっては、相続税の心配があるという、個人としての対策は、

イ) 相続財産を少なくする

生前贈与...結婚して 20 年以上の夫婦間贈与「おしどり贈与」
毎年 110 万円の基礎控除を使う贈与
住宅取得資金、教育資金贈与
などの活用が考えられます。

ロ) 争い防止を考えて

自筆証書遺言.....自分で遺言書全文を自書し、日付、氏名、印を押す。
公正証書遺言.....遺言を公証人役場で作成する。証人や費用はかかるが、死後の手続きが早く出来る。
生命保険の活用...一時払生命保険に加入し、死亡時に相続人へ保険金が入るようにする。

4. 会社・経営者・事業承継のための対策

イ) 事業承継者が、事業を継続しやすいように、株を集中（75%以上がいい）させる。生前贈与などを利用する。

ロ) 民法の相続制度は、“みんな仲良く”と考えているので、事業承継者がやりやすくなるには、遺言（出来れば公正証書）も活用をする。

ハ) 分散した株式の整理や会社の規模により、役員が少ない会社組織（取締役 3 人 1 人、監査役 0）にするなど、会社の見直しをする。

二) 中小企業の株式は流通性（換金性）がないにもかかわらず、高額になっている場合があり、相続対策の足をひっぱる原因ともなっています。株価を低くすることや、後継者に高額報酬を出して株式を買い取り易くすることなどが考えられます。

5. 相続については、この辺にして、最近利用が出始めた“合同会社”の紹介をします

「合同会社」とは、あまり聞きなれない会社名ですが、平成 18 年商法改正により出来た会社です。特徴はというと

イ) 設立費用が安く、設立の手間があまりかからない
ロ) 組織が簡単で、維持費用が安い（役員に任期がない・出資金にこだわらない）

ハ) 社員が一議決権をもつのが原則
二) 内部の事を決めるのは、社員全員一致による
ホ) 社員が議決権と同時に業務執行権をもつ

どんな人に、この会社の利用法が適しているかというと、シニアや主婦が会社を興す場合、数人の人が平等な発言権をもった会社を作りたい場合、子会社を作りたい場合などです。